

# ○大垣市公契約条例

平成28年3月24日

条例第4号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 公契約の適正化(第7条—第12条)
- 第3章 適正な労働条件の確保(第13条—第16条)
- 第4章 地域経済の健全な発展(第17条)
- 第5章 雜則(第18条—第21条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用及び社会的責任の向上を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約をいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 請負人 事業者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及び請負人をいう。
- (5) 社会的責任 公契約の履行に当たり果たすべき、適正な労働条件の確保、若年労働者、障害者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進その他の社会的な責任をいう。

#### (基本理念)

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本として実施されなければならない。

- (1) 締結に至る過程において、公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 適正な履行を確保すること。
- (3) 社会的責任の向上に努めること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、適正な公契約に関する施策を総合的

に実施しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、第3条の基本理念にのっとり、市の実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、市の実施する公契約に関する施策が地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを理解し、当該施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 公契約の適正化

(契約方法)

第7条 市は、公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

(契約条件)

第8条 市は、公契約の適正な履行を確保するために、価格、品質、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の積算)

第9条 市は、公契約の予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化及び市場における労務その他の取引の実例価格を考慮して積算しなければならない。

2 事業者等は、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

(発注規模の適正化)

第10条 市は、適正かつ合理的な規模で公契約を発注しなければならない。

(発注時期の適正化)

第11条 市は、業務の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に公契約を発注しなければならない。

(支払の適正化)

第12条 市及び事業者等は、契約及び関係法令で定められた期間内に、契約に基づく支払をしなければならない。

## 第3章 適正な労働条件の確保

(適正な労働条件の確保)

第13条 事業者等は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(報告及び調査)

第14条 市長は、適正な労働条件の確保のため必要があると認めるときは、事

事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(指導等)

第15条 市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、事業者に対し是正するよう指導することができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない。

(請負人との契約)

第16条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、請負人との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

#### 第4章 地域経済の健全な発展

(市内事業者の活用)

第17条 市は、公契約を発注するときは、市内に事務所又は事業所を有する事業者(次項において「市内事業者」という。)の積極的な活用に努めなければならない。

2 事業者等は、公契約の履行に当たっては、請負人を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者の積極的な活用に努めなければならない。

#### 第5章 雜則

(意見聴取)

第18条 市は、公契約に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、学識経験者、商工団体その他関係団体の意見を聞くことができる。

(実施状況の公表)

第19条 市は、必要があると認めるときは、公契約に関する制度の適正な運用を図るために講じた措置の状況を公表するものとする。

(指定管理者の指定等)

第20条 市は、公の施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その指定等を行わなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に締結する公契約について

て適用する。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## 労働条件チェックシート（工事請負契約用）

大垣市公契約条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、本シートを提出します。

提出者 (受注者)	所在地 名 称	
	代 表 者	
	担 当 者	
	連 絡 先	( ) -

契 約 番 号	
契 約 件 名	

No.	確認内容	確認結果
<b>1 労働条件</b>		
①	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容である。	はい・いいえ
②	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）は整備されている。	はい・いいえ
③	36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ 対象外
④	36協定を含め労使協定の締結・運用は適正である。	はい・いいえ
（常時10人以上の労働者を使用する場合）		
⑤	就業規則を労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ 対象外
<b>2 賃金</b>		
⑥	賃金台帳等から適正な計算、支払いが行われている。	はい・いいえ
⑦	時間外・休日等の割増賃金を適正に支払われている。	はい・いいえ
⑧	賃金について、通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われている。	はい・いいえ
<b>3 安全衛生</b>		
⑨	毎年定期健康診断を実施している。	はい・いいえ
⑩	事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正である。	はい・いいえ
⑪	社会保険、労働保険への加入状況、手続の時期等は適正である。	はい・いいえ
<b>4 請負人への指導等</b>		
⑫	本件契約に係る業務の請負人がある場合、当該請負人に労働者の適正な労働条件の確保について指導等を行う。	はい・いいえ 対象外
<b>5 労働者賃金単価</b>		
⑬	本件契約に係る工事に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。 該当箇所を裏面の表に記入してください。	

## 労働条件チェックシート（工事請負契約用）

職種	最低労働賃金単価 (1日当たり)	職種	最低労働賃金単価 (1日当たり)
01 特殊作業員		27 普通船員	
02 普通作業員		28 潜水士	
03 軽作業員		29 潜水連絡員	
04 造園工		30 潜水送気員	
05 法面工		31 山林砂防工	
06 とび工		32 軌道工	
07 石工		33 型わく工	
08 ブロック工		34 大工	
09 電工		35 左官	
10 鉄筋工		36 配管工	
11 鉄骨工		37 はつり工	
12 塗装工		38 防水工	
13 溶接工		39 板金工	
14 運転手（特殊）		40 タイル工	
15 運転手（一般）		41 サッシ工	
16 潜かん工		42 屋根ふき工	
17 潜かん世話役		43 内装工	
18 さく岩工		44 ガラス工	
19 トンネル特殊工		45 建具工	
20 トンネル作業員		46 ダクト工	
21 トンネル世話役		47 保温工	
22 橋りょう特殊工		48 建築ブロック工	
23 橋りょう塗装工		49 設備機械工	
24 橋りょう世話役		50 交通誘導員 A	
25 土木一般世話役		51 交通誘導員 B	
26 高級船員		見習い及び軽作業等を行う者	
(参考)	の最低賃金	時間給	円

### 【作成要領・注意事項】

様式は、必ず最新の様式により作成してください。最新の様式は、契約案件ごとに大垣市からお渡しします。また、大垣市のホームページからダウンロードすることもできます。

「提出者（受注者）」の名義は、契約書に記載の名義と同じくしてください。

各設問は、法に基づくものです。必要がある場合は、関係書類の確認や、聞き取り調査などを行います。報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていない場合は、大垣市から事業者の方に対し是正するよう指導を行い、是正措置を講じた場合は、大垣市に報告書を提出していただくことになります。

### 【対象とする労働者】

本件契約に係る工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労働単価で区別される 51 職種に該当する労働者とします。

※ 現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員は含みません。

※ 雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に工事に従事している労働者についてご記入してください。

### 【最低労働賃金単価】

該当する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入してください。なお、見習い及び軽作業等を行う者は各職種に含まず、別にご記入ください。

次の構成により算出した額を、会社所定の1か月の労働日数により日単位に換算してください。

「基本給相当額」、「手当」、「臨時給与（賞与等）」の合計額

※ 「手当」とは、扶養手当、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技労手当、精勤手当等をいいます。

## 第2号様式（第4条関係）

年 月 日

## 労働条件チェックシート（業務委託契約用）

大垣市公契約条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、本シートを提出します。

提出者 (受注者)	所在 地	
	名 称	
	代 表 者	
	担 当 者	
	連 絡 先	( ) -

契 約 番 号	
契 約 件 名	

No.	確認内容	確認結果
<b>1 労働条件</b>		
①	就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容である。	はい・いいえ
②	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）は整備されている。	はい・いいえ
③	36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ 対象外
④	36協定を含め労使協定の締結・運用は適正である。	はい・いいえ
（常時10人以上の労働者を使用する場合）		
⑤	就業規則を労働基準監督署に届け出ている。	はい・いいえ 対象外
<b>2 賃金</b>		
⑥	賃金台帳等から適正な計算、支払いが行われている。	はい・いいえ
⑦	時間外・休日等の割増賃金を適正に支払われている。	はい・いいえ
⑧	賃金について、通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われている。	はい・いいえ
<b>3 安全衛生</b>		
⑨	毎年定期健康診断を実施している。	はい・いいえ
⑩	事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正である。	はい・いいえ
⑪	社会保険、労働保険への加入状況、手続の時期等は適正である。	はい・いいえ
<b>4 請負人への指導等</b>		
⑫	本件契約に係る業務の請負人がある場合、当該請負人に労働者の適正な労働条件の確保について指導等を行う。	はい・いいえ 対象外
<b>5 労働者賃金単価</b>		
⑬	本件契約に係る業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。 最も低い労働賃金単価：1時間	【裏面を参考】 円（職種：）

### 【作成要領・注意事項】

様式は、必ず最新の様式により作成してください。最新の様式は、契約案件ごとに大垣市からお渡します。また、大垣市のホームページからダウンロードすることもできます。

「提出者(受注者)」の名義は、契約書に記載の名義と同じくしてください。

各設問は、法に基づくものです。必要がある場合は、関係書類の確認や、聞き取り調査などを行います。報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていない場合は、大垣市から事業者の方に対し是正するよう指導を行い、是正措置を講じた場合は、大垣市に報告書を提出していただくことになります。

### 【対象とする労働者】

本件契約に係る業務に従事する労働者で、雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該業務に従事している労働者です。

### 【最低労働賃金単価】

実際に労働者に支払われる賃金を次のとおり 1 時間単価に換算した金額を記入してください。

・時間給の場合 ⇒ 時間給の金額

( ) 円)

・日給の場合 ⇒ 日給の金額 ÷ 1 日当たりの所定労働時間

( ) 円) ÷ ( ) 時間) = (時間給) 円)

・月給の場合 ⇒ 月給の金額 (基本給相当額+諸手当) × 12 月 ÷ 所定の 1 年間の労働時間

※「手当」とは、扶養手当、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技労手当、精勤手当等をいいます。

( ) 円) × 12 月 ÷ ( ) 時間) = (時間給) 円)

(参考) の最低賃金 時間給 円

第3号様式（第5条関係）

第  
年  
月  
号  
日

是正指導書

所在地  
名 称  
代表者名

大垣市長

印

大垣市公契約条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり労働条件の是正を求めます。

契 約 番 号	
契 約 件 名	
契 約 日	年 月 日
労働条件チェックシート提出日	年 月 日
指 導 の 内 容	
是正指導の理由	
是 正 期 限	年 月 日

備考 1 是正を行ったときは、その内容を記載した報告書（任意様式）に関係資料を添えて提出してください。

2 報告書の内容について説明を求めることがあります。